

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第409号）

答申日：平成31年2月25日（平成30年度（行情）答申第443号）

事件名：「ハローワークに配置されている発達障害者トータルサポーターの職務内容がわかる文書」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「ハローワークに配置されている発達障害者トータルサポーターの職務内容がわかる文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、別紙の2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第25号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。文書の特定に誤りがある。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明の要旨は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年4月25日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月26日付け（同月27日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求は「ハローワークに配置されている発達障害者トータルサポーターの職務内容がわかる文書」の開示を求めるものである。

発達障害者雇用トータルサポーターとは、ハローワークにおいて、求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、発達障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施するものである。

発達障害者雇用トータルサポーターの職務内容は、「発達障害者雇用トータルサポーター」に明記されている。

以上の点から、請求文書と特定し開示とした原処分は、妥当であると考えられる。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書の特定に誤りがある」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成31年1月17日 審議
- ④ 同年2月21日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求文書の開示請求について、処分庁は、別紙の1に掲げる文書(本件対象文書)を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定に誤りがあるとして、原処分の取消しを求めるが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は、原処分の妥当性について、理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件審査請求に係る開示請求は「ハローワークに配置されている発達障害者トータルサポーターの職務内容がわかる文書」の開示を求めるものであるが、「発達障害者トータルサポーター」の用語は、厚生労働

省において使われておらず、類似した用語である、発達障害者の支援に関する事業である「発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業」における「発達障害者雇用トータルサポーター」であると解される。

イ 発達障害者支援法10条1項において、国及び都道府県は、発達障害者が就労することができるようにするため、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関及び民間団体相互の連携を確保しつつ、個々の発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保、就労の定着のための支援等に努めなければならないと定められており、厚生労働省では、ハローワークにおいて、発達障害者である求職者本人に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、発達障害者等の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施する職員として、発達障害者雇用トータルサポーターを設置している。

ウ ハローワークにおける発達障害者雇用トータルサポーターの運用については、厚生労働省から各都道府県労働局に対して発出している通知に基づいて実施されているが、本件対象文書には、「アウトリーチによる企業への働きかけ」や「発達障害者に対する支援」として、発達障害者雇用トータルサポーターの職務内容が明記されており、当該文書を特定し、開示した原処分は妥当である。

(2) 当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、諮問庁の説明のとおり、発達障害者雇用トータルサポーターの職務内容として、「アウトリーチによる企業への働きかけ」や「発達障害者に対する支援」の具体的な内容が記載されていることが認められ、原処分において本件対象文書を特定し、開示したことは妥当であるとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められない。

(3) 一方、発達障害者雇用トータルサポーターの運用は、厚生労働省から各都道府県労働局に対して発出している通知に基づいて実施されている旨の上記(1)ウの諮問庁の説明を踏まえ、諮問庁から当該通知（別紙の2に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、当該通知の別添「発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業実施要領」の「2 発達障害者雇用トータルサポーターの配置」において、「安定所に発達サポーターを配置し、3に示す業務を行わせる。」と記載され、「3 発達障害者雇用トータルサポーターによる支援の実施」において、「(ウ) カウンセリングの実施」や「(エ) 就職準備プログラムの実施」、「(オ) ナビゲーションブックの作成等」等が掲げられ、発達障害者雇用トータルサポーターの具体的な職務内容が記載されていること

が認められる。

したがって、厚生労働省においては、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして、少なくとも、別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 1 発達障害者雇用トータルサポーター
- 2 平成30年3月29日付け職発0329第90号発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業の実施について